

念 書

別紙「第三者の行為による傷病届」に記載した傷病の治療のため、一時健康保険を使用しますが、その実費については、貴組合が加害者 _____ 本人へ、あるいは加害者が加入する保険会社等へ代位請求していただくことに異議のないこと、並びに下記の事項に同意することを、ここに書面をもって申し立てます。

記

- 1 貴組合が「第三者の行為による傷病届」等の関係書類（事故と因果関係のある診療の有無を確認するためのもの一切）を損害保険会社等へ提出すること。
- 2 貴組合が当該事故の原因、内容、損害・責任の程度、及び損害保険からの支払状況確認のために必要な情報を損害保険会社等から提供を受けること。
- 3 第三者との示談に際しては、必ず前もって貴組合にその内容を申し出ること。
- 4 第三者に白紙委任状を渡さないこと。
- 5 第三者から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、且つ遅滞なく貴組合に届け出ること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

日東電工健康保険組合 殿